

令和6年度  
鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業  
事務説明会

日 時／令和7年1月29日（水）  
午後1時30分～  
手 法／ビデオ会議システム「Zoom」

配 付 物

- ・本資料
- ・2025年事務スケジュール

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

## 次 第

- 1 あいさつ . . . . . P1 13:30～13:35  
鹿児島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 吉見 昭文
- 2 説明 I . . . . . P2 13:35～14:05  
「令和5年度事業実施状況・資産運用状況等について」  
総務部 主任 中間 祥平
- 休 憩 14:05～14:10
- 3 説明 II . . . . . P11 14:10～14:50  
「退職共済事業事務手続き等について」  
総務部 主 事 山崎 栞汰
- 4 説明 III . . . . . P34 14:50～15:10  
「福利厚生センター（ソウエルクラブ）について」  
福祉人材・研修センター 推進員 平 勝義
- 閉 会

あいさつ  
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会  
常務理事兼事務局長 吉見 昭文

あいさつ  
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会  
常務理事兼事務局長 吉見 昭文

~ M E M O ~

This image shows a full page of white paper designed for handwriting practice. It features 20 evenly spaced, horizontal dashed lines that run across the entire width of the page. The lines are thin and light gray, providing a guide for letter height and placement without being distracting. There is no text or other markings on the page.

## 説明 I

## 「令和5年度事業実施状況・資産運用状況について」

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

総務部 主任 中間 祥平

~ M E M O ~

[illegible]

令和6年度

資料 I

鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業

# 事務説明会

- ・事業実施状況
- ・資産運用状況について

鹿児島県社会福祉協議会 総務部

あらためて、退職共済事業に加入する意義とは

福祉施設等：質の高い福祉サービスの提供



条件：質の高い職員の確保と定着



施設は職員が安心して働ける環境づくりを行う必要  
退職共済制度→職員の確保・定着・育成につながり  
ひいては、利用者の処遇向上につながる。



退職共済制度は福祉施設の発展と長期的  
活動の継続につながるもの。

## 過去5か年度及び現時点での保有資産の状況

### 保有時価資産額

|             |            |
|-------------|------------|
| 令和2年3月31日現在 | 140億8千9百万円 |
| 令和3年3月31日現在 | 150億3千7百万円 |
| 令和4年3月31日現在 | 155億4千5百万円 |
| 令和5年3月31日現在 | 153億2百万円   |
| 令和6年3月31日現在 | 167億9千4百万円 |

過去5か年で、27億5百万円ほど、保有資産が増加。  
令和5年度は、14億9千2百万円ほど、保有資産が増加。

2

## ○長期的に安定した運用

長期的に安定した資金運用を図る観点からリスクを分散するため、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行の三つの金融機関と信託契約を締結し、三行が互いのリスクを補完し合い、全体的に安定した運用が図られるよう努めています。

また、毎事業年度末、りそな銀行（幹事銀行）にて給付債務と積立資産の把握を行い、共済事業の健全性の検証を行うため財政決算を行っていることその他、年2回会計監査人（監査法人）の監査を受けるなど適切な運用を行っています。

分散投資

りそな銀行

みずほ信託銀行

三菱UFJ信託銀行

}

パッシブ運用

—

アクティブ運用

3

# 「パッシブ運用」と「アクティブ運用」

パッシブ運用・・・ **りそな銀行・みずほ信託銀行**

資産運用割合を決めて、市場の動きに合わせて運用する。  
高い収益率は、望めないが安定した収益を目指す運用。

日経平均やTOPIX（東証株価指数）など特定の指数に連動する

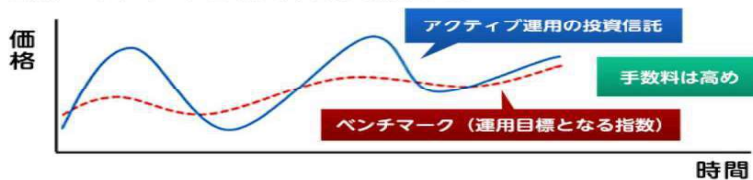


※イメージ

アクティブ運用・・・ **三菱UFJ信託銀行**

資産構成割合を定めずに市場予測を行いながら、市場平均を上回る収益率を目指す。

ベンチマーク以上の成果を目指す。  
当然、ベンチマークを大きく下回る時期もある。



※イメージ

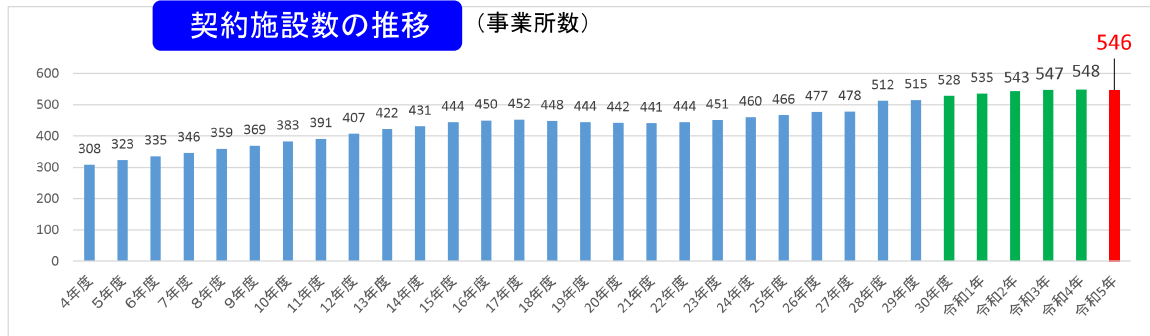
## 鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業 令和5年度 事業実施状況・資産運用状況

- 1 契約施設数及び加入者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ①
- 2 契約施設の種別と加入者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ②
- 3 支払資金給付の推移（退職数・給付額・平均給付額等）・・・・・・・・・・・・・ ③・④
- 4 積立資産運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤
  - （1）令和5年度末運用実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑤
  - （2）令和5年度各3行による運用状況の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑥
  - （3）令和5年度末信託資産全体修正総合利回り計算表・・・・・・・・・・・・・・ ⑦
- 【参考】 ●過去5年間の運用実績の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑧
- 5 財政決算・財政再計算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ⑨

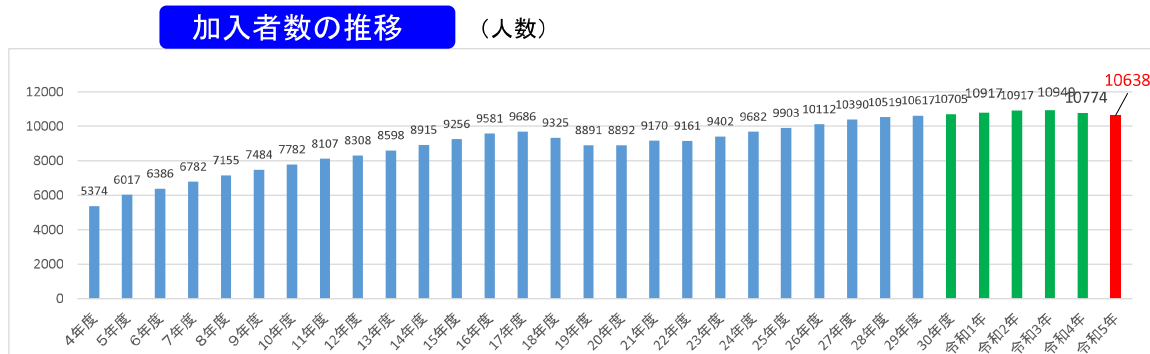
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

## 1 契約施設数及び加入者数の推移

当事業は昭和63年に制度発足。当時は260施設・加入者数4,278人



2024年(令和5年度末)546事業所が契約中。やや減少



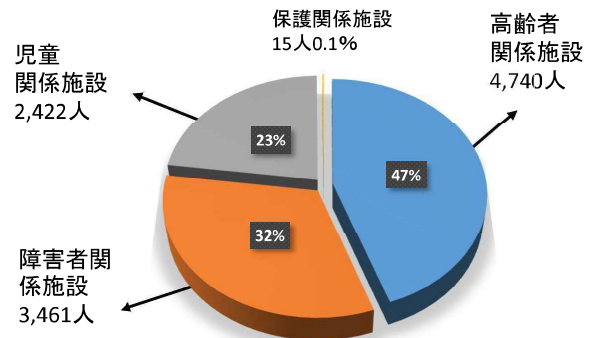
2024年(令和5年度末)10,638人が加入。加入者については、やや減少 ①

## 2 契約施設の種別と加入者の状況

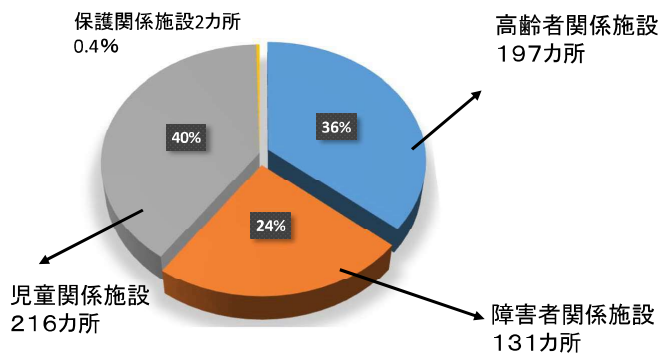
**契約施設数の種別等**

| 種別        | 施設数        | 加入者数          |
|-----------|------------|---------------|
| 高齢者関係施設   | 197        | 4,740         |
| 障害者関係施設   | 131        | 3,461         |
| 児童関係施設    | 216        | 2,422         |
| 保護関係施設    | 2          | 15            |
| <b>合計</b> | <b>546</b> | <b>10,638</b> |

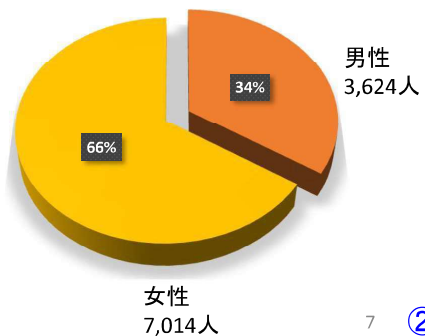
### 加入者(10,638人)の勤務先



### 契約施設(546力所)の種別等



### 加入者(10,638人)の男女比



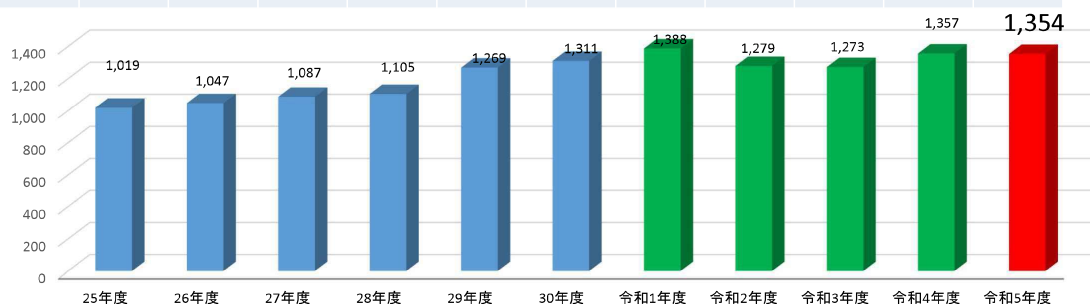
7 ②

### 3 支払資金給付の推移

#### 退職者数の推移

令和4年度は増加。令和5年度は微減。

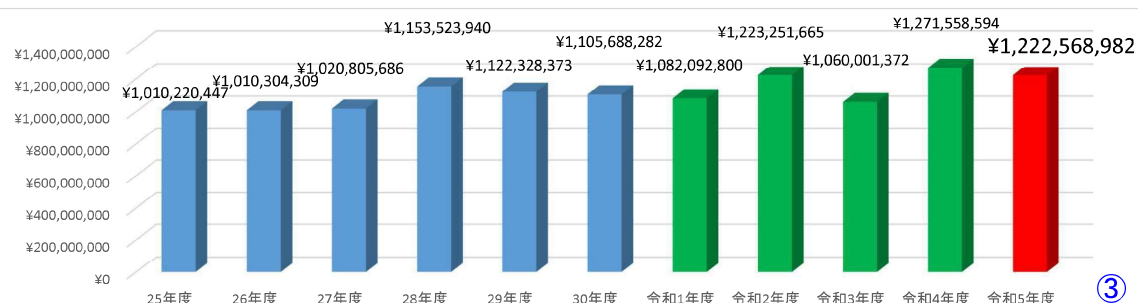
| 支給年度 | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 退職者数 | 1,019 | 1,047 | 1,087 | 1,105 | 1,269 | 1,311 | 1,388 | 1,279 | 1,273 | 1,357 | 1,354 |



#### 退職給付額の推移

毎年度、退職者の勤続年数・人数等で増減が異なる

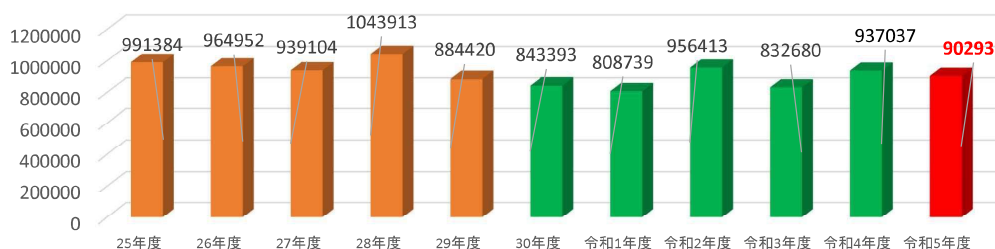
| 支給年度 | 25年度           | 26年度           | 27年度           | 28年度           | 29年度           | 30年度           | 令和1年度          | 令和2年度          | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度          |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 総給付額 | ¥1,010,220,447 | ¥1,010,304,309 | ¥1,020,805,686 | ¥1,153,523,940 | ¥1,122,328,373 | ¥1,105,688,282 | ¥1,082,092,800 | ¥1,223,251,665 | ¥1,060,001,372 | ¥1,271,558,594 | ¥1,222,568,982 |



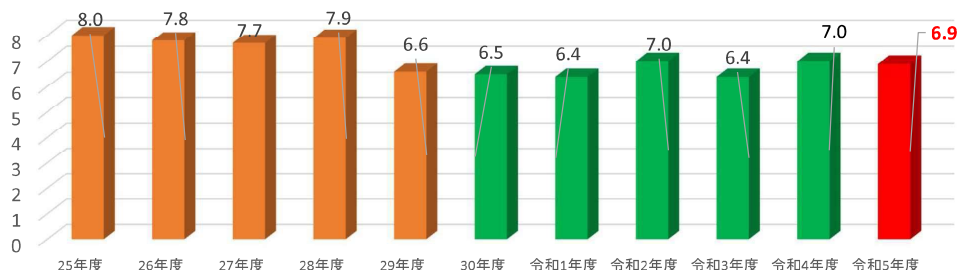
#### 平均支給額

年度毎の退職金を年度内に退職された人数で割り戻した額のこと

| 支給年度  | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度      | 29年度    | 30年度    | 令和1年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平均給付額 | 991,384 | 964,952 | 939,104 | 1,043,913 | 884,420 | 843,393 | 808,739 | 956,413 | 832,680 | 937,037 | 902,931 |



#### 平均加入年月

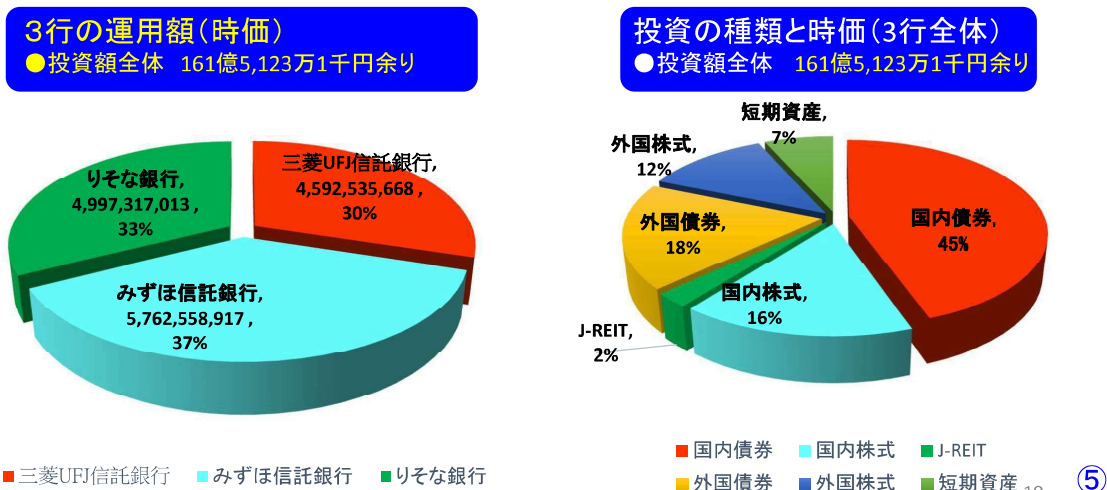


#### 4 積立資産運用状況

鹿児島県退職共済事業は各福祉施設事業所からお預かりしている掛け金による積立資金の運用を次の視点から外部委託しています。

- 長期的に安定した資産運用を図る。
- リスク分散をはかるため、1行ではなく3行に委託する。

##### (1) 令和5年度末 運用実績

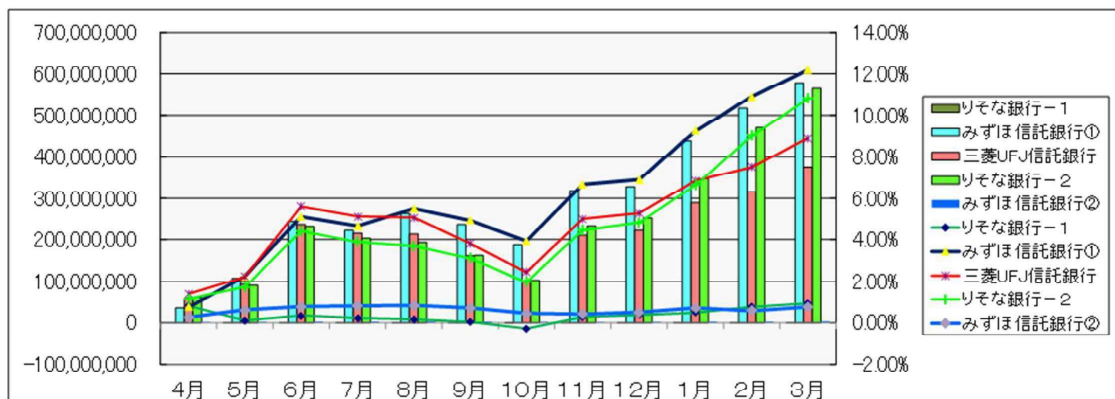


##### (2) 令和5年度 各3行による運用状況の比較

| 修正総合利回りと総合損益 |         | 4月          | 5月          | 6月          | 7月          | 8月          | 9月          | 10月         | 11月         | 12月         | 1月            | 2月            | 3月            |
|--------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|
| りそな銀行の       | 修正総合利回り | 0.81%       | 0.11%       | 0.35%       | 0.23%       | 0.17%       | 0.05%       | -0.26%      | 0.26%       | 0.37%       | 0.48%         | 0.76%         | 0.94%         |
|              | 総合損益    | 93,101      | 119,693     | 301,536     | 165,493     | 106,284     | 26,303      | -147,156    | 140,135     | 174,676     | 212,728       | 333,700       | 398,194       |
| りそな銀行の       | 修正総合利回り | 1.16%       | 1.73%       | 4.42%       | 3.86%       | 3.70%       | 3.10%       | 1.97%       | 4.45%       | 4.82%       | 6.64%         | 8.99%         | 10.80%        |
|              | 総合損益    | 60,654,184  | 90,742,480  | 231,154,528 | 202,976,600 | 193,424,760 | 162,254,936 | 103,107,804 | 232,849,900 | 251,929,620 | 347,328,220   | 470,392,414   | 564,662,632   |
| みずほ信託銀行の     | 修正総合利回り | 0.75%       | 2.25%       | 5.10%       | 4.65%       | 5.50%       | 4.92%       | 3.93%       | 6.60%       | 6.91%       | 9.23%         | 10.91%        | 12.10%        |
|              | 総合損益    | 35,850,166  | 107,823,961 | 244,306,935 | 222,870,600 | 263,847,785 | 236,066,993 | 187,642,990 | 318,417,944 | 328,343,811 | 438,278,111   | 517,002,538   | 578,088,807   |
| みずほ信託銀行の     | 修正総合利回り | 0.26%       | 0.62%       | 0.78%       | 0.81%       | 0.84%       | 0.71%       | 0.45%       | 0.41%       | 0.50%       | 0.71%         | 0.57%         | 0.76%         |
|              | 総合損益    | 1,038,221   | 2,475,757   | 3,114,662   | 3,294,457   | 3,354,251   | 2,835,141   | 1,901,101   | 1,791,056   | 2,230,763   | 3,274,533     | 2,670,311     | 3,659,296     |
| 三菱UFJ信託銀行    | 修正総合利回り | 1.40%       | 2.22%       | 5.60%       | 5.12%       | 5.07%       | 3.82%       | 2.43%       | 5.00%       | 5.28%       | 6.86%         | 7.50%         | 8.99%         |
|              | 総合損益    | 59,035,561  | 93,523,407  | 236,308,460 | 216,056,937 | 213,733,569 | 161,189,277 | 102,556,258 | 211,049,894 | 222,761,227 | 289,535,965   | 316,326,942   | 375,095,609   |
| 計            | 修正総合利回り | 1.07%       | 2.00%       | 4.86%       | 4.39%       | 4.59%       | 3.83%       | 2.69%       | 5.20%       | 5.48%       | 7.34%         | 8.89%         | 10.34%        |
|              | 総合損益    | 156,671,233 | 294,685,298 | 715,186,121 | 645,304,087 | 674,466,669 | 562,372,650 | 395,060,997 | 764,248,929 | 805,440,097 | 1,078,629,557 | 1,306,725,905 | 1,521,804,539 |

総合損益 ..... 実現損益額+未収収益+評価損益

修正総合利回り ..... 運用成果を測定する尺度の一つ、従来の簿価ベースでの運用元本に時価の概念を導入した収益率



### (3) 令和6年3月末時点の 信託資産全体修正総合利回り計算表

令和6年3月末  
修正総合利回り計算式

|                | 三菱UFJ信託銀行     | みずほ信託銀行-1     | みずほ信託銀行-2   | りそな銀行-1    | りそな銀行-2       | 合 計            |
|----------------|---------------|---------------|-------------|------------|---------------|----------------|
| 実現損益 A         | 161,331,387   | 297,586,114   | 0           | 393,527    | 202,764       | 459,513,792    |
| 未収収益増減(対前期末) B | 4,914,332     | -123,332      | 0           | 0          | 0             | 4,791,000      |
| 評価損益増減(対前期末) C | 208,849,890   | 280,626,025   | 3,659,296   | 4,667      | 564,459,869   | 1,057,599,747  |
| 総合損益 D(A+B+C)  | 375,085,609   | 578,088,807   | 3,659,296   | 398,194    | 564,662,633   | 1,521,904,539  |
| 期中平均残高 E       | 4,218,063,162 | 4,745,040,617 | 478,564,086 | 42,288,845 | 5,228,808,855 | 14,712,765,565 |
| 修正総合利回り D/E    | 8.89%         | 12.18%        | 0.76%       | 0.94%      | 10.80%        | 10.34%         |

上の表は令和6年3月末時点の運用結果です。令和5年度は、日経平均株価が史上初の4万円台を記録する等の要因で、**10.34%**と堅調に推移しました。

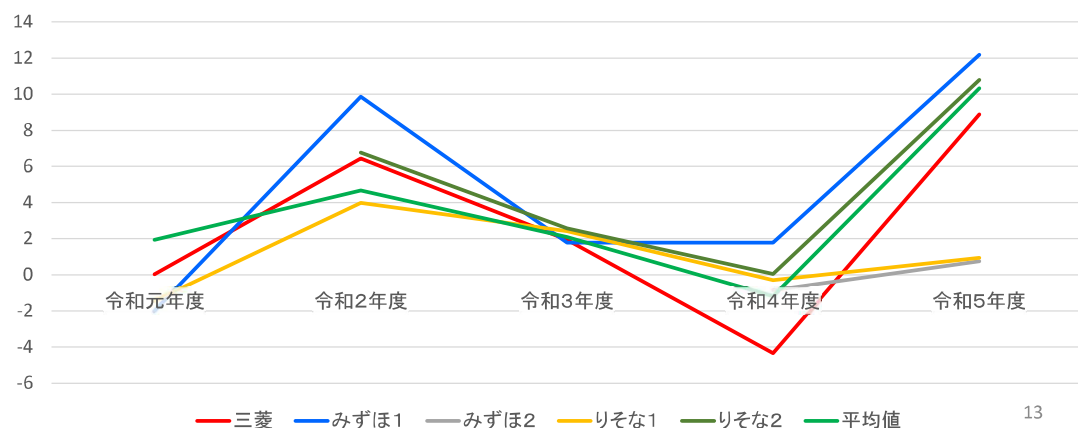
なお、令和6年12月時点での修正総合利回りは、**0.96%**です。  
(三菱-0.62みずほ① 2.34 みずほ②1.15 りそな①-0.21 りそな②1.1)

修正総合利回り…年金資産の運用成果を評価する評価基準の一つ

12 ⑦

#### 【参考】 過去5か年間の運用実績の推移

|         | R1    | R2   | R3   | R4    | R5    | 平均    |
|---------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 三菱UFJ信託 | 0.03  | 6.44 | 1.93 | -4.32 | 8.89  | 2.59  |
| みずほ信託1  | -1.99 | 9.85 | 1.78 | 0.25  | 12.18 | 4.41  |
| みずほ信託2  |       |      |      | -0.85 | 0.76  | -0.05 |
| りそな1    | -1.44 | 3.98 | 2.42 | -0.29 | 0.94  | 1.12  |
| りそな2    |       | 6.76 | 2.57 | 0.06  | 10.80 | 5.04  |
| 平均値     | -1.20 | 6.40 | 2.10 | -1.18 | 10.34 | 3.29  |



13 ⑧

## ○財政決算とは

年度末において給付すべき債務（退職金）とその退職金を賄う積立資産がどれぐらいあるかを把握し、現退職共済制度が健全な状態にあるかどうかを検証するものです。

## ○財政再計算とは

財政が長期に渡って健全な状態を保つように、私どもでは業務委託先の金融機関に加入者の予定昇給率、予定退職率、予定死亡率等を直近の実績に基づき数理計算を行い、責任準備金を算定しています。

## 「退職共済事業事務手続き等について」

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会  
総務部 主事 山崎 栞汰

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple rows of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no margins or additional markings.

# 退職共済事務手続き等について



## 本日の流れ

1. 退職共済制度の目的と概要
2. 事務の流れ
3. 作成する書類の記入方法と留意事項
4. 税務関係書類
5. 福祉医療機構(WAM)の手続き
6. その他

## 対象者の設定

### ◎本日の対象者設定

経験年数1～3年未満の共済事務担当者の方

すでに内容をご存知の方は  
復習でお聞きください



2

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P1

目的: 民間社会福祉施設職員の福利を増進し、  
社会福祉事業の振興に寄与すること

◎昭和63年4月1日からスタート

- ・安心して働ける職場環境の整備
- ・福祉人材の確保
- ・安定した福祉サービスの提供

→拠出された掛金は金融機関三行に委託し、  
安全で効率的な運用を行っております。



3

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P1

### ◎加入対象施設と職員

#### 加入対象施設

- ①県内にある **民間社会福祉施設**
- ② **県社協の会員**である施設

#### 加入対象職員

- ①施設に勤務する有給の役員及び職員のうち, **退職金制度の受益者**  
→法人の規定(就業規則・退職金規定等)に基づく共済事業の加入対象者であれば, 加入が可能(非常勤・パート・外国人等)
- ②対象となる **職員の全員加入を原則**

4

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P1,P79(一覧表)

### ◎掛金の算出

**標準給与月額**の**1000分の50(毎月)**



事業所1000分の25+加入者(職員)1000分の25

(例)Aさんの基本給料163,800円(本俸+特殊業務手当)の場合  
標準給与月額 **160,000円**(160,000~164,999円) **P69参照**

事業所負担:**4,000円**

+

加入者負担:**4,000円**

=掛金合計:**8,000円**

※標準給与月額は5,000円きざみで算出

5

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P2

### ◎掛金の納付

毎月20日前後

掛金納入通知書の送付

(翌月13日引落分の掛金の通知)

翌月13日

掛金納入(口座引落) 手数料なし

(金融機関が休日の場合は翌営業日)



6

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P2

### ◎給付金

退職一時金

加入者が退職した場合に契約者に給付

遺族一時金

加入者が死亡により退職した場合に契約者に給付

※毎月10日は給付金の入金日

金融機関が休日の場合は翌日になる。



7

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P2,P3

### ◎給付金

平成29年4月1日付けの制度改正に伴い、計算式は3種類

新制度の計算式(平成29年度4月1日以降の加入者が退職した場合) → P2

旧制度の計算式(平成29年3月31日以前からの加入者が退職した場合) → P3

※【計算式A】と【計算式B】を比較していずれか高い額が適用される

#### <加入者期間>

給付金算定の基礎となる加入者期間＝加入者が掛金を納付した期間※育児休業や病気療養のために休職した期間は除く

※法人間異動の手続きをとった場合は、加入者期間は通算される

8

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P2

### ◎給付金

#### <平均標準給与月額>

加入者期間の標準給与月額を月次で累計した額を  
加入者期間の月数で除して得た額

例:1年目 標準給与月額 150,000円×12月=1,800,000円

2年目 標準給与月額 170,000円×12月=2,040,000円

3年目 標準給与月額 200,000円×12月=2,400,000円

4年目 標準給与月額 250,000円×12月=3,000,000円

累計 48月=9,240,000円

(月次で累計した額)÷(加入者期間の月数)=(平均標準給与月額)

9,240,000円 ÷ 48月 = 192,500円

9

## 1. 制度の目的と概要

マニュアル:P3

### ◎給付金

計算式:新制度 = **P2** 旧制度 = **P3**でご確認ください

【例】 鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業  
掛金台帳(兼加入者明細票)  
掛金基準日:令和〇年〇月〇日 残高基準日...

| 内, 加入者掛金累計額 | 要支給額        | 経過措置 | 備考 |
|-------------|-------------|------|----|
| 1, 000, 000 | 3, 000, 000 | 有    |    |
| 600, 000    | 1, 600, 000 | 無    |    |
| 2, 000, 000 | 5, 000, 000 | 有    |    |

計算式Bが高い

※計算式Bが高い場合は「経過措置」の欄に「有」と表示される。

10

## 2. 事務の流れ

マニュアル:P4,P5

### ◎毎月の事務

加入者の加入・退職・異動等に伴う諸手続き

**毎月の締切日(日程表)** →P5

※締切日以降の受付については, 当月の掛金台帳に反映されません。

加入や休職・復職, 異動については, 遡っての登録が可能(1年以内)

掛金については後日, 遡及調整される。(差引での調整)

11

## 2. 事務の流れ

マニュアル：P5

### ◎県社協への必着日(契約者→県社協)

| 適用届の提出期限(契約者→県社協)        |
|--------------------------|
| 1月6日(月)                  |
| 2月6日(木)                  |
| 3月7日(金)                  |
| 4月3日(木)<br>年度初めで手続きが多いため |

4月処理分の**必着日**

**4月3日(木)**

12

## 2. 事務の流れ

マニュアル:P4

### ◎毎月の事務

**毎月10日**

**退職一時金の入金日**

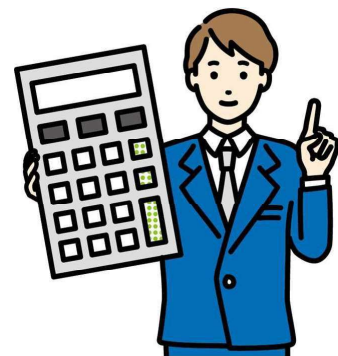
入金確認後, 速やかに退職者へ支払う

**毎月13日**

**前月分掛金の口座振替(口座引落)**

前日に必ず, 残高の確認を行う

金融機関が休日の時は, 翌営業日



13

## 2. 事務の流れ

マニュアル:P4

### ◎毎月の事務

**毎月20日～月末**

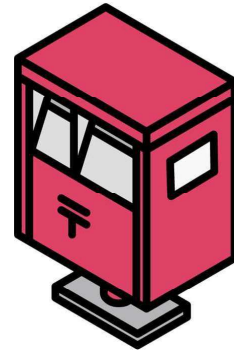
「掛金納入通知書」「掛金台帳」

→掛金振替(引落)の準備

「退職一時金決定通知書」

→退職者へ通知(決定通知・受領書)

※退職者は、一時金受領書に署名・捺印後  
県社協へ返送する



14

## 2. 事務の流れ

マニュアル:P7

### ◎年度末・年度当初の事務

**3月～4月3日(到着分)**

3月31日の退職, 4月1日の加入・異動など

※年間取扱い件数の**約半数**



**4月登録**

**(退職一時金支払日5/20頃を予定)**



15

## 2. 事務の流れ

マニュアル:

◎年度末・年度当初の事務

**3月～4月3日(到着分)**

加入者全員の 標準給与月額変更届(様式第7号-1) の提出

- ・新年度分の掛金の計算と請求を行うので、早めの準備をお願いします
- ・紙ベースの様式での記入になります



16

## 3. 書類の記入方法と留意事項

◎書類提出時のお願い

令和4年4月1日より担当部所が変更になりました

福祉人材・研修センター → 総務部



【お問い合わせ先】

鹿児島県社会福祉協議会 総務部

TEL:099-257-3855 FAX:099-251-6779

17

### 3. 書類の記入方法と留意事項

◎書類提出時のお願い

#### エクセル様式への変更をお願いします

令和3年度からエクセル様式を導入しました  
カーボン紙から、エクセルへの移行をお願いします

※県社協HPより様式がダウンロードできます

18

### 3. 書類の記入方法と留意事項

◎書類提出時のお願い

エクセル様式のフォントを変更しないでください  
従来のフォントでのご入力をお願いします



データ入力時に誤入力が起こる可能性があります

19

### 3. 書類の記入方法と留意事項

#### ◎プルダウン

①元号のセルをクリックすると選択肢が表示される

|         |              |   |   |   |
|---------|--------------|---|---|---|
| 請求者生年月日 | 元号           | 年 | 月 | 日 |
|         | <div>▼</div> |   |   |   |

②表示された選択肢をクリックするとセルに入力がされる

|       |                                                 |   |   |   |
|-------|-------------------------------------------------|---|---|---|
| 請求者生年 | 元号                                              | 年 | 月 | 日 |
|       | <div>5:令和</div> <div>4:平成</div> <div>3:昭和</div> |   |   |   |



20

### 3. 書類の記入方法と留意事項



#### ◎県社協HP(様式)

①福祉関係者の皆様へ

②民間社会福祉施設職員退職共済事業

※様式・マニュアル等のDLが可能

※①②の順に開くと県退共のページへ飛ぶことができる

21

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P11,P12,P27

#### ◎事業所登録届・変更届(様式第2号)

①入力必須

②変更したい箇所のみ入力

③振替済の口座が同じであれば、  
預金口座依頼書は不要

事業所の追加登録も新規登録  
と同じになる

22

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P17,P29

#### ◎届送付書(送付内容物一覧)

①枚数と人数の合計を記入する

②加入申込書に記入した標準給与月額  
の合計を記入する

③復職届に記入した標準給与月額の合計を  
記入する

※各様式を提出する際には必ず提出する

23

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P13,P31

#### ◎加入申込書(様式第3号)

様式第3号  
鹿児島県民福祉会福祉施設職員退職共済事業  
加入申込書

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 様  
令和 年 月 日

鹿児島県民福祉会福祉施設職員退職共済事業関係者  
のうえ、下記のとおり加入を申し込みます。

① 事業所番号  
② 加入者番号  
③ 加入者氏名  
④ 性別  
⑤ 生年月日  
⑥ 加入年月日  
⑦ 標準給与月額  
⑧ 職種

⑨ 1枚目には必ず加入者印が必要となる

※加入者番号は、最初に登録した番号を退職するまで使用する

①事業所番号の4桁は加入者番号の最初の4桁と同じ番号になる

②職種を下の一覧から入力  
記入忘れが多いので注意

③1枚目には必ず加入者印が必要となる

※加入者番号は、最初に登録した番号を退職するまで使用する

24

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P13,P33

#### ◎休職・復職届(様式第4号)

様式第4号  
鹿児島県民福祉会福祉施設職員退職共済事業  
休職・復職届

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 様  
令和 年 月 日

次のとおり ① 休職 ② 復職 ③ 退職 ④ 退職後  
⑤ 退職後 ⑥ 退職後 ⑦ 退職後 ⑧ 退職後 ⑨ 退職後 ⑩ 退職後 ⑪ 退職後 ⑫ 退職後 ⑬ 退職後 ⑭ 退職後 ⑮ 退職後 ⑯ 退職後 ⑰ 退職後 ⑱ 退職後 ⑲ 退職後 ⑳ 退職後 ㉑ 退職後 ㉒ 退職後 ㉓ 退職後 ㉔ 退職後 ㉕ 退職後 ㉖ 退職後 ㉗ 退職後 ㉘ 退職後 ㉙ 退職後 ㉚ 退職後 ㉛ 退職後 ㉜ 退職後 ㉝ 退職後 ㉞ 退職後 ㉟ 退職後 ㊱ 退職後 ㊲ 退職後 ㊳ 退職後 ㊴ 退職後 ㊵ 退職後 ㊶ 退職後 ㊷ 退職後 ㊸ 退職後 ㊹ 退職後 ㊺ 退職後 ㊻ 退職後 ㊼ 退職後 ㊽ 退職後 ㊾ 退職後 ㊿ 退職後

① 休職をプルダウンで選択する

② 休職する以降最初に到来する1日が開始年月日になる

③ 休職の場合は記入は不要

①休職をプルダウンで選択する

②休職する以降最初に到来する1日が開始年月日になる

③休職の場合は記入は不要

25

マニュアル:P13,P33

- ①復職をプルダウンで選択する
- ②復職する以降最初に到来する1日が開始年月日になる

③標準給与月額の記入が必要  
変更があった場合は、標準給与月額  
変更届の提出が必要になる

マニュアル:P14,P35

- ① 契約法人名・住所・代表者は変わらない。  
事業所名は変わる。
- ② 変更後の事業所からの提出となる
- ③ 異動した日以降最初に到来する1日

27

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P35

#### ◎加入者異動届(様式第5号) 法人間異動の場合

様式第5号  
鹿児島県民社会福祉施設職員退職共済事業  
加入者異動届  
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 様  
令和 年 月 日

|         |                            |    |
|---------|----------------------------|----|
| 変更前の事業所 | 契約番号<br>住所<br>代表者名<br>事業所名 | ①印 |
| 変更後の事業所 | 契約番号<br>住所<br>代表者名<br>事業所名 | ①印 |

②変更後の事業所からの提出となる

③加入者番号は、変更前の番号を引き継ぐ

④異動した日以降最初に到来する1日

| 加入者番号 | 加入者氏名 | 性別 | 生 年 月 日 | 変更年月日   |
|-------|-------|----|---------|---------|
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |
| カガ    |       |    | 元 年 月 日 | 元 年 月 日 |

※加入者に係る個人情報等は、本退職共済事業に係る業務およびこれに附帯する業務にのみご利用されます。

28

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P35

#### ◎加入者異動届(様式第5号) 法人間異動の場合

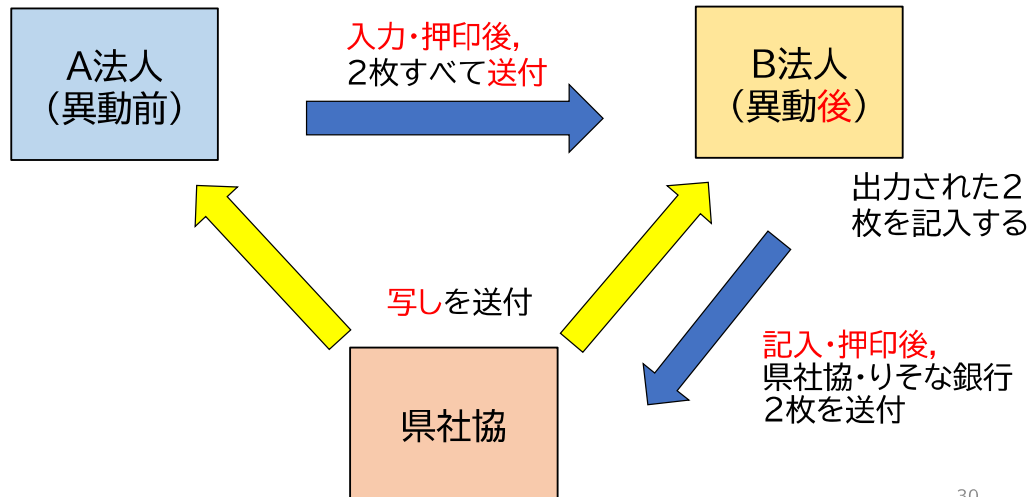
- 条件**
- ・お互いが県退共と契約している
  - ・法人間の合意が得られていること
  - ・空白期間が無いこと→迅速な手続きが必要になる

29

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P35

#### ◎加入者異動届(様式第5号) 法人間異動の場合

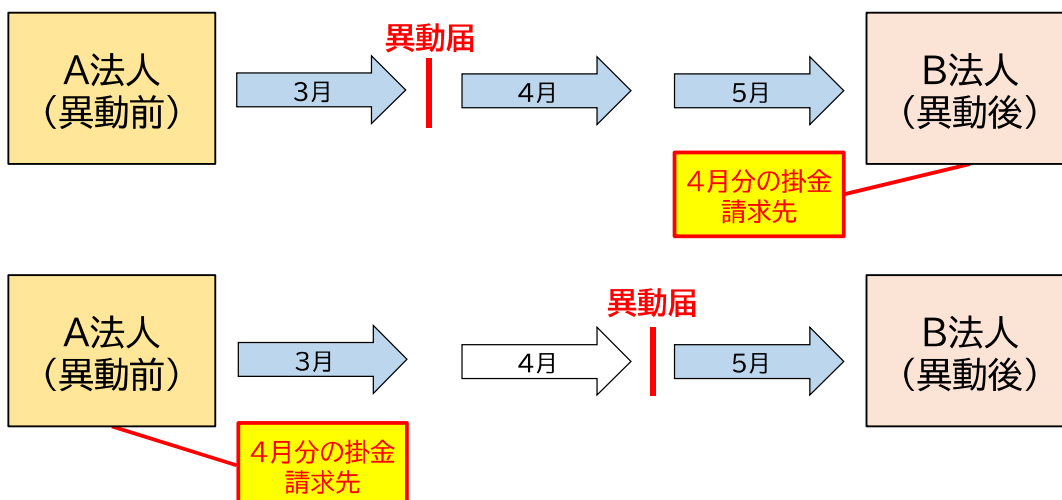


30

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P35

#### ◎加入者異動届(様式第5号) 法人間異動の場合



31

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P37

#### ◎届出事項変更届(様式第6号)

様式第6号  
鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業  
届出事項変更届

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 様  
令和 年 月 日

以下の加入者の届けている事項について以下のとおり変更しましたので、お届けします。

| 事業所番号 | 加入者番号 | 加入者氏名 | 生年 | 月 | 日 |
|-------|-------|-------|----|---|---|
| 1     | 2     | 3     | 4  | 5 | 6 |

① 変更が必要な事項に○をつけて記入する

② 退職届を提出後、退職の手続きを取り消す場合(退職日と理由も)

③ 加入申込書を提出後、加入そのものを取り消す場合(理由も)

32

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P14,P39

#### ◎標準給与月額変更届(様式第7号-1)

様式第7号-1  
鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業  
標準給与月額変更届

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 様  
令和 年 月 日

下記の加入者について、  
\*月1日現在の標準給与月額をお届けします。

| 加入者氏名 | 加入者番号 | 生年 | 月 | 日 | 4月1日現在の標準給与月額 | 旧標準給与月額 | 備考 |
|-------|-------|----|---|---|---------------|---------|----|
| 1     | 2     | 3  | 4 | 5 | 6             | 7       | 8  |

① 標準給与月額に変更があっても無くても必ず記入する

② 追加や削除で人数が変わる場合は、二重線で消して訂正する

③ 退職・異動等の変更があった場合は、備考欄に記入する

33

マニュアル:P14,P39

④「頁計」は1枚分の標準給与月額  
額の合計を、「合計」は同じ事  
業所番号分の合計を記入す  
る。

**注意**  
退職者に二重線を引いても、退職届兼給付請求書を提出しなければ、退職の処理はされない

34

マニュアル:P14,P41

①法人間で異動があった職員の加入者番号は  
異動前のものが引き継がれる

法人間で異動があった職員は変更の前と後で  
 処遇(給与)が変わる可能性が高いため、必要に  
 応じて、新しい標準給与月額を設定を行う

35

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P15,P43

#### ◎退職届兼給付請求書(様式第8号)

| 様式第8号<br>鹿児島県民福祉会福祉施設職員退職共済事業<br><b>退職届兼給付請求書(退職給付金)</b><br>社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会務 様<br>令和 年 月 日                                                                                                                                                                                                  |         | 契約者名<br>〒 西<br>住所<br>代表者名<br>事業所名 | 県社協受付日 印 ① |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------|------------|---------|------------|----|------|---------|-------|----|-------|---|--|-------------------------------------------|--|
| <b>退職届</b><br>下記の加入者が退職しましたのでお届けします。<br>事業所番号<br><table border="1"> <tr> <th>加入者番号</th> <th>加入者氏名</th> <th>生 年 月 日</th> <th>退職年月日</th> </tr> <tr> <td>カア</td> <td></td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>キア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>                        |         | 加入者番号                             | 加入者氏名      | 生 年 月 日 | 退職年月日      | カア |      | 年 月 日   | 年 月 日 | キア |       |   |  | ② 退職理由(印 1)<br>① 退職理由(印 2)<br>③ 退職理由(印 3) |  |
| 加入者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 加入者氏名   | 生 年 月 日                           | 退職年月日      |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| カア                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         | 年 月 日                             | 年 月 日      |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| キア                                                                                                                                                                                                                                                                                               |         |                                   |            |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| <b>給付請求書(退職給付金)</b><br>下記の加入者が給付金を請求します。<br><table border="1"> <tr> <th>請求者区分</th> <th>① 退職者本人</th> <th>退職者との関係</th> </tr> <tr> <td>請求者氏名(自 筆)</td> <td>カア</td> <td>請求者印</td> </tr> <tr> <td>請求者生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請求者住所</td> <td>〒</td> <td></td> </tr> </table> |         | 請求者区分                             | ① 退職者本人    | 退職者との関係 | 請求者氏名(自 筆) | カア | 請求者印 | 請求者生年月日 | 年 月 日 |    | 請求者住所 | 〒 |  | ④ 退職者との関係(印 4)<br>⑤ 退職者との関係(印 5)          |  |
| 請求者区分                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ① 退職者本人 | 退職者との関係                           |            |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| 請求者氏名(自 筆)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | カア      | 請求者印                              |            |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| 請求者生年月日                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 年 月 日   |                                   |            |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |
| 請求者住所                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 〒       |                                   |            |         |            |    |      |         |       |    |       |   |  |                                           |  |

- ① **請求者印**がなければ、退職一時金の給付を行うことができない
- ② 通常の退職や自己都合の退職は2を選択。死亡退職は4、その他は9と記入してください。(懲戒解雇等)

退職者と連絡が取れないときは、①の給付請求書は空欄のままにして提出する。  
**掛金の請求を止めることができます。**

36

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P15,P16  
P43,P47,P48

#### 退職届兼給付請求書(様式第8号)

##### 遺族による請求手続き

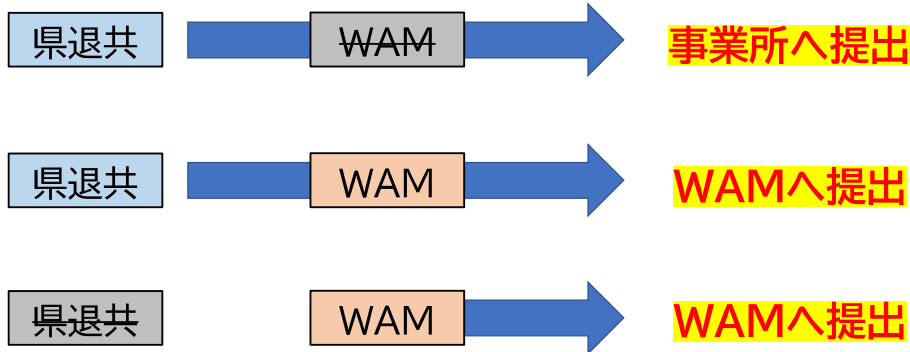
- ① 退職届のみを入力して提出 → **掛金を止める**
- ② 遺族の様子を見ながら、必要書類(P16)について説明し、遺族へ提出を依頼する。(給付請求書は遺族から)
- ③ すべての書類が揃ったら、県社協へ提出する

37

### 3. 書類の記入方法と留意事項

マニュアル:P19,P21

#### ◎退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書



※県退共と福祉医療機構(WAM), どちらも加入されている場合,  
福祉医療機構が後順位支払者となる。

38

### 4. 税務関係書類

マニュアル:P19,P54,P55

#### ◎退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

| 令和 5 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票         |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
|----------------------------------|---------------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人番号                             | 住所(居所)                                | 支払金額 | 源泉徴収税額 | 特別徴収税額 | 特別徴収税額 | 特別徴収税額 | 特別徴収税額 | 特別徴収税額 | 特別徴収税額 |
| 1                                | 所得税第201条第1項第1号並びに同条第202条第1項第1号に該当する所得 |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 2                                | 所得税第201条第1項第2号並びに同条第202条第1項第2号に該当する所得 |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 3                                | 所得税第201条第1項第3号並びに同条第202条第1項第3号に該当する所得 |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 退職所得控除額 勤続年数 平成31年4月1日 令和5年3月31日 |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| (備考)                             |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 支払金額 源泉徴収税額 特別徴収税額               |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 氏名又は住所(電話番号)                     |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 支払金額 源泉徴収税額 特別徴収税額               |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 氏名又は住所(電話番号)                     |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |
| 番号 整理番号                          |                                       |      |        |        |        |        |        |        |        |

#### 源泉徴収票の記入箇所について

- ①県退共→WAM
- ②WAM→県退共
- ③県退共のみで退職所得の受給に関する申告書の提出が無い場合。税率20.42%

※県退共と福祉医療機構, どちらも加入している場合, 福祉医療機構が後順位支払者となる。県退共の退職一時金に関する源泉徴収票を機構退職共済の申告書に添付する必要がある。

39

## 4. 税務関係

マニュアル:P19,P20

### ◎退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

【例】 鹿児島県民間社会福祉施設職員退職共済事業  
掛金台帳(兼加入者明細票)  
掛金基準日:令和4年3月1日 残高基準日...

毎月の掛金台帳から算出できるので県退共とWAMを同時に提出することができる。

| A:内, 加入者掛金累計額 | B:要支給額    | 経過措置 | 備考 |
|---------------|-----------|------|----|
| 1,400,000     | 3,245,000 | 無    |    |

B:「要支給額」 3,245,000円  
 A:「内, 加入者掛金累計額」 1,400,000円  
 源泉徴収票の「支払金額」 1,845,000円

40

## 6. その他

### ◎Q & A

・県退共におけるQ & A

→ P56～P58

・WAMにおけるQ & A

→ P59～P60



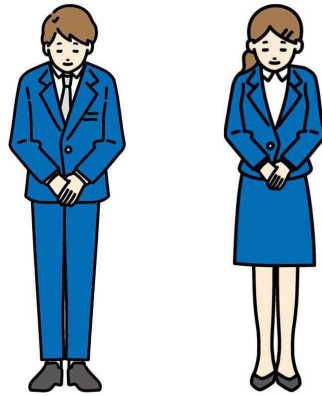
### 【お問い合わせ先】

鹿児島県社会福祉協議会 総務部

TEL:099-257-3855 FAX:099-251-6779

ご清聴ありがとうございました。

◎今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。



42

### 説明Ⅲ

## 「福利厚生センター（ソウェルクラブ）について」

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

福祉人材・研修センター 推進員 平 勝義

~ MEMO ~

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

## 福祉の豆知識 !

「職員の確保・定着のために」  
福祉の職場で働く人の福利厚生制度のご紹介

### ソウェルクラブ 福利厚生センターのご案内



鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター  
福利厚生センター 鹿児島事務局

1

### 皆さまの施設・事業所では福利厚生制度に加入されていますか。

施設・事業所の観点からすると、福利厚生を導入・整備することは施設・事業所の社会的信頼を高め、人材確保に役立ちます。

また、職員・スタッフのモチベーションやパフォーマンスを向上させることが期待できます。

特に職員の人数が少ない福祉施設等の場合は、施設が独自で福利厚生制度を導入することは費用的にも難しいところがあります。

**福利厚生制度（ソウェルクラブ）** へのご加入を是非、ご検討くださいますようお願いいたします。

2

## ソウェルクラブ（福利厚生センター）について

### ■ソウェルクラブ（福利厚生センター）とは…



ソウェルクラブ（福利厚生センター）は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的として、厚生労働大臣から指定された全国で唯一の法人です。

個々の法人では実現出来なかった多様で豊富な福利厚生事業を全国規模で共同化し、スケールメリットを活かした多種多様なサービスを提供しています。

鹿児島県では、[鹿児島県社会福祉協議会](#)が地方事務局として業務を実施しています。

3

ソウェルクラブは

福祉の職場で働く  
人の福利厚生を  
サポートします



4

## 福利厚生センター ソウェルクラブへの加入状況



**全国会員数 約27万人！**

鹿児島県の令和6年12月現在の加入状況

- ・ 54 法人 112 事業所
- ・ 2,900 人超の会員

5

**魅力ある職場作りに**



ソウェルクラブが  
お役に立ちます

6

# 1 会員の健康のために



生活習慣病予防健診費用助成  
30歳以上 3,800円上限

7

## 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診の費用を助成します！

### 一般健診

30歳以上の会員が生活習慣病予防健診を受診した場合に、検査項目に応じて助成限度額の範囲で助成をします。

※なお、乳・子宮がん検診のいずれか（または両方）を受診された場合はさらに助成限度額 800円を加算します。

■全国健康保険協会の生活習慣病予防一般検診（胸部・胃部直接撮影）を受診したとき、対象となる検査項目と助成限度額

| 生活習慣病予防健診<br>の検査基準 |                                                                         | 健診パターンと<br>助成限度額 |           |           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------|-----------|
|                    |                                                                         | 2200<br>円        | 2500<br>円 | 3800<br>円 |
| 1. 診察等             | 問診、計測（身長・体重）、視力検査、聴力検査、理学的検査（胸部聴診・腹部触診） 腹囲                              | ○                | ○         | ○         |
| 2. 血圧測定            | 座位                                                                      | ○                | ○         | ○         |
| 3. 尿検査             | 糖半定量、蛋白半定量、潜血                                                           | ○                | ○         | ○         |
| 4. 糞便検査            | 免疫便潜血反応検査（2日法）                                                          | ○                | ○         | ○         |
| 5. 血液学的検査          | ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数、白血球数                                                | ○                | ○         | ○         |
| 6. 生化学的検査          | 総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、GOT、GPT、γ-GTP、ALP、クレアチニン、空腹時血糖、尿酸 | ○                | ○         | ○         |
| 7. 心電図検査           | I2誘導                                                                    | ○                | ○         | ○         |
| 8. 胸部X線検査          | 間接撮影又は直接撮影                                                              | —                | ○         | ○         |
| 9. 胃部X線検査          | 間接撮影又は直接撮影（胃内視鏡検査を含む）                                                   | —                | —         | ○         |

8

# 1 会員の健康のために



生活習慣病予防健診費用助成  
30歳以上 3,800円上限

健康生活用品等の給付

9

## 健康生活用品の給付

毎年度6月に健康生活用品のパンフレットを添えてご案内します。  
右の40点の中から好きなものを選べます。

申込みは加入事業所単位の受付となります。

7月下旬から、事業所ごとに送付します。

毎年度



10

## 1 会員の健康のために



生活習慣病予防健診費用助成  
30歳以上 3,800円上限

健康生活用品の給付

無料電話健康相談

さらに

こころの相談  
面接カウンセリング



年間5回ま  
で無料

11

## 2 会員の慶弔のために

結婚祝い・出産祝い・入学祝い



12

## お祝品贈呈

| お祝い   | 贈呈        | 対象者                                         | 贈呈品目                        |
|-------|-----------|---------------------------------------------|-----------------------------|
| 結婚お祝品 | (商品券1万円分) | 対象年度中に結婚した会員(会員同士の場合はそれぞれに贈呈)               | 高島屋お祝い品、UCギフトカード、Amazonギフト券 |
| 出産お祝品 | (商品券1万円分) | 対象年度中に出産した会員(夫婦で会員の場合はそれぞれに贈呈)              | 高島屋お祝い品、UCギフトカード、Amazonギフト券 |
| 入学お祝品 | (商品券5千円分) | 対象年度中にお子さまが小学校、中学校に入学した会員(夫婦で会員の場合はそれぞれに贈呈) | 高島屋お祝い品、UCギフトカード、Amazonギフト券 |

13

## 2 会員の慶弔のために

結婚祝い・出産祝い・入学祝い

永年勤続記念品贈呈 5年ごと



14

## 永年勤続記念品

現在勤務する法人で、  
前年度中に満5年・10  
年・15年・20年・25年・  
30年勤続を迎えた会員  
の方に記念品をお贈りし  
ます。

2024年度の贈呈品は  
右の中からお選びいた  
けます。

法人採用の  
日から計算



## 2 会員の慶弔のために

結婚祝い・出産祝い・入学祝い

永年勤続記念品贈呈 5年ごと

見舞金（会員や配偶者）



### 3 会員の資質向上のために

社会福祉関係資格取得記念品贈呈 5千円相当



社会福祉主事 社会福祉士 精神保健福祉士  
公認心理師 介護福祉士 介護支援専門員  
保育士 作業療法士 理学療法士 他

海外研修等の案内

17

### 4 会員のリフレッシュのために



クラブ・サークル活動等助成

1人あたり 年間1千円助成



休暇村などの宿泊料助成

会員証提示で最大 10%割引 + 2,500円  
割引

「クラブオフ」  
に会員登録

全国の宿泊施設やレジャー施設など  
7万5千円以上の優待利用

18



# ソウェルクラブ

福利厚生センターの情報誌配布



19

## 5 会員の生活面サポート

### 各種ローンの貸し付け

多目的ローン、住宅ローン、教育資金、車購入資金 等



### ソウェル保険

(団体生命、積立) (傷害、入院、がん) 等

20

## 6 会員交流事業（鹿児島県独自事業）

家族のふれあい・会員同士の交流のために

コンサート・観劇・入場券等の特別価格販売



日本フィル



ドラム・タオ



錦秋歌舞伎



木下大サーカス

21

加入は？

法人での加入

会費は？



1種会員 年間1万円

(各種助成後の月掛金では416円程)

2種会員 年間5千円

(月掛金にすると416円程)

お問い合わせは、鹿児島県社会福祉協議会へどうぞ。  
ご清聴有り難うございました。

22



# ソウエルクラブ

## 福利厚生センター



鹿児島県社会福祉協議会は、福祉の職場で働く皆さんの福利厚生を支援しています。



●ソウエルクラブに関するお問い合わせは

鹿児島県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター  
電話099-256-6767 FAX099-250-9363

23